

ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する 検討プロジェクトチームの設置について(案)

平成18年5月11日

1 設置趣旨

わが国の科学技術を振興し、国際競争力の強化につなげるためには、研究開発成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用していく必要がある。特に、先端技術分野における技術の進展に対し、知的財産制度による保護と活用が円滑に行われることは、研究開発を推進する上で重要な課題である。

ライフサイエンス分野は、技術の進展が著しいだけでなく、一つの製品に基本特許が原則一つであり、研究開発や製品開発において知的財産が重要な役割を果たしている。同時に、この分野においては、遺伝子改変動物等に係る特許の研究における使用の円滑化など、知的財産に関連する課題も数多く指摘されている。

こうした知的財産の保護・活用に関する課題について検討することを目的として、知的財産戦略専門調査会の下に、「ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する検討プロジェクトチーム」を設置する。

2 検討内容

汎用性が高く代替性の低い遺伝子改変動物やスクリーニング方法等のリサーチツール特許に関する使用の円滑化、先端技術に関する特許制度による保護および運用のあり方、技術移転等のための知的財産人材の確保など、ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する課題を把握し、国際的な議論の動向等を踏まえて幅広い観点から検討を行う。

3 検討スケジュール

平成18年7月を目途に第1回のプロジェクトチームの会合を開催し、以降数回の検討を経て、取りまとめを行い、知的財産戦略専門調査会に報告する。